

地域からの連絡などは連絡員に直接電話をしてください。

地域担当連絡員制度についてのお問い合わせは
役場住民生活課 ☎76 - 2151 (内線214)

私たちが担当します

地域担当連絡員の担当職員変更のお知らせ

平成23年4月1日の人事異動に伴い地域担当連絡員の配置が下記の通り変更となりましたので、お知らせします。

自治会単位で、地域が抱えている問題、個人的に制度などについてもっと知りたい、教えてほしいという要望がありましたら直接担当員に電話をください。

幸町・本町  鈴木悦郎 住民生活課長 ☎76 - 2151 内線214	西町・東町  大野功二 津別消防署長 ☎76 - 2189	新町・旭町1  伊藤同 社会教育課主幹 ☎76 - 2713
旭町2・旭町3  川口昌志 総務課主幹 ☎76 - 2151 内線207	柏町・高台町  山田英孝 保健福祉課主幹 ☎76 - 2151 内線227	達美町・緑町1  房田敏彦 学校教育課長 ☎76 - 2151 内線270
共和2・共和3  酒井操 会計課長 ☎76 - 2151 内線203	共和4・豊永2  石川清治 社会福祉協議会事務局長 ☎76 - 1161	豊永3・豊永4  清野敏幸 特養主幹 ☎76 - 1300
東岡・活汲1・活汲3・活汲中央・岩富  上野安男 建設課長 ☎76 - 2151 内線245	高台1・高台2・豊永1  石橋吉伸 企画財政課参事 ☎76 - 2151 内線238	下美都・上美都・上里  深田知明 産業課長 ☎76 - 2151 内線257
東達美・達美・西達美 上最上・下最上  横山智 企画財政課主幹 ☎76 - 2151 内線239	双葉・沼沢・本岐市街・本岐2・木樋・二又・大昭  林伸行 総務課長 ☎76 - 2151 内線206	布川・相生中央・相生2  斉藤昭一 企画財政課主幹 ☎77 - 3771

お知らせ

information インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。

地域振興グループ ☎ 76 - 2151
FAX 76 - 2976

**5月31日(火)は
自動車税の納付期限です**

自動車税は、毎年4月1日現在の運輸支局の登録に基づいて課税される道税です。平成23年度の納期限は5月31日(火)です。必ず納期限までに納めましょう。

納税通知書は5月6日(金)に発送しますが、住所を変更された方や納税通知書が届かないという方は、オホーツク総合振興局税務課納税係までご連絡ください。

身体障害者の方の軽自動車税減免申請について

身体障害者または精神障害者で歩行が困難な方が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満の者または精神障害者と生計を一にする方が所有する軽自動車等を含みます)で必要と認められるもの(1台に限り)や、その構造が身体障害者等の利用のためのもので軽自動車等は申請により軽自動車税が減免されます。申請の手続きには、身体障害者手帳等、運転免許証、送付された納税通知書、印鑑を

持参して役場税務担当へ納期限の7日前までに申請してください。

お問い合わせ先 役場 税務担当
☎76 - 2151 (内線220)

園児などの通園にバス代を全額助成します

町内の保育所や幼稚園にバスで通う未就学児童の交通費を全額助成します。該当する方は次の方法で申請してください。

対象者 町内に住む3歳以上で、1人で通うことができる子ども(保護者の方)

補助額 定期乗車券の運賃に相当する額

申請方法

- ① 町営バス利用の場合：役場保健福祉課福祉担当窓口まで印鑑をご持参ください。内容を確認し、申請書に記入していただいた後、定期券をお渡しいたします。
- ② 民間バス利用の場合：購入した定期券、定期券の領収書、保護者の方の通帳、印鑑をご持参ください。後日、補助金を振り込みいたします。

申請先 保健福祉課 福祉担当
☎76 - 2151 (内線233)

地域安全ニュース

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

自動販売機荒らしの発生!

3月中、美幌町内で2件、自動販売機が破壊される事案が発生し、内1件は現金を盗まれる被害が発生しています。

東日本大震災に便乗した悪質事犯等にご注意を

3月11日に発生した東日本大震災による被災地の窮状、混乱、国民の不安につけ込み、または被災地を救済しようとする国民の善意を踏みにじる悪質事犯の発生が懸念されています。

実際に、北海道内において、北海道警察の名前をかたった者が、一般家庭宅に地震の寄附を募る電話をかけた事案が確認されています。

美幌・津別町内において、地震に便乗した不審電話や訪問販売等の悪質業者を見聞きした際は、美幌警察署(☎72-0110)までご連絡をお願いします。

交通安全情報

自転車は人? それともクルマ?

雪もどけ、暖かくなってきました。冬の間、物置に眠っていた自転車で、外出する機会が多くなってきました。

この自転車「人」と「乗り物」と2つの顔があることをご存じですか。「歩行者」扱いなのは押して歩いている間だけで、運転すると軽車両になり、通行の方法も原則は「自動車」と同じになります。

ただし、次の場合は歩道を通行しても構いません。

運転者が13歳未満、70歳以上、身体の不自由な方、道路標識等で指定された場合

車道または交通状況からみてやむを得ない場合

これらはいよいよ補助輪をはずした乗り方にチャレンジするとうお子さんも多いと思います。乗り方を教える親御さんたちも、ぜひこの機会にルールを再確認してみてください。

住民生活グループ ☎76-2151